

(3) 実質公債費比率	1.5%
--------------------	-------------

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、村債の発行に際して県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の村債の発行が制限されますが、本村の比率は、これを大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3ヶ年平均}$$

3ヶ年の平均値をみると減少していますが、単年度の比率は前年度より0.63ポイント増加(0.96%→1.59%)しました。この原因は、建設事業等の財源とした地方債の償還額が増加していることによるもので、今後も橋梁改修事業や学校施設建築などの大型事業の財源に地方債を活用していることにより、今後は3ヶ年の平均値も徐々に増加していくと思われます。

(単位：千円)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①地方債の元利償還金	350,527	283,985	265,576	277,444	284,286
②準元利償還金	193,316	82,629	42,654	58,776	68,254
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる負担金等	124,823	23,008	2,428	6,171	5,984
公債費に準じる債務負担行為に関する支出	11,273	10,867	1,466	1,637	723
公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金	57,220	48,754	38,760	50,968	61,547
観光事業	247	1,044	463	11,849	22,655
簡易水道事業	11,118	12,345	9,238	10,060	9,833
下水道事業	45,855	35,365	29,059	29,059	29,059
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③交付税に算入された元利償還金等	357,796	316,784	284,845	297,954	303,697
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	0	0	0	0	0
分子⑤ = (①+②) - (③+④)	186,047	49,830	23,385	38,266	48,843
⑥標準財政規模	2,796,482	2,677,059	2,718,086	2,710,293	2,660,119
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	357,796	316,784	284,845	297,954	303,697
分母⑧ = ⑥ - ⑦	2,438,686	2,360,275	2,433,241	2,412,339	2,356,422
単年度比率 ⑤/⑧	7.63%	2.11%	0.96%	1.59%	2.07%

平成29年度決算の比率(平成27~29年度の平均)	1.5%
平成28年度決算の比率(平成26~28年度の平均)	1.5%

平成29年度決算に基づく実質公債費比率 1.5% < 早期健全化基準 25.0%